

令和4年(2022年)第2回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月24日(木) 午後1時26分から午後1時45分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	8番	高橋	洋	9番	茶谷 久登
	10番	芳賀	修一	11番	大道 正幸

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取下について
第5	報告第2号 農業経営改善計画の認定について
第6	議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について
第7	議案第2号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の変更について
第8	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 寛樹

## 8 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年、第2回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

2番 大橋 敏範 君 3番 佐藤 寿恵 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の佐藤事務局長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

### 【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和4年、第1回総会以降の会長及び代理の動静について、報告する事項はありません

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第4条の規定による許可申請の取下について」の件、日程第5、報告第2号「農業経営改善計画の認定について」の件、2件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

### 【事務局 報告第1号の朗読・説明】 3ページから4ページ

昨年10月の総会において許可相当で議決を受け、建築確認許可になるまで許可保留としておりましたが、従業員住宅のほかに車庫を建築し道路との段差解消のため土盛りをする計画に変更となりましたので、一度取下げを行い、再度転用申請をする予定です。なお、土盛りによる法面を作ることで申請面積が増える予定です。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

事務局

【事務局 報告第2号の朗読・説明】 5ページから13ページ  
2件の協議があり、認定期間が切れるため再度の申請でしたので、適正であるとして会長専決処分を行っております。  
詳細計画については、6ページから13ページをご覧ください。  
以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第4号までを報告済とします。

日程第6、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】 14ページから15ページ  
昨年10月26日に確認した案件であり、すでに農地に復元できない状態であるため非農地判定を行うものです。  
図面は、15ページに添付しております。  
以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の変更について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読・説明】 16ページ

前回の農業委員協議会で協議いただいた下限面積について、新規就農者の就農促進及び遊休農地の減少を図るため、下限面積を2haから1haにするものです。

なお、新規就農計画による認定新規就農者については、農業経営基盤強化促進法、利用権設定事業による利用集積計画により、「営農・収支計画等が認定された場合」については、下限面積未満でも賃貸借の設定ができます。

利用権設定事業は農地法ではなく農業経営基盤強化促進法による別な法律であるため下限面積はないためです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の変更について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の変更について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】 17ページから24ページ

市街地区、羊蹄団地内の民間集合住宅の入居者等の駐車場が不足しているため、農地転用を行うものです。

入居者及び来客者などの駐車場30台分及び堆雪スペースに転用するもので、隣接する原野も含めて設置するものであり、この農地がなければ進入道路が

事務局

無いため、他に代替地はないものと判断しました。

また、住宅地にも近く、隣接町道には水道管、下水管が設置されており、500m以内に中学校、高等学校があり住宅地に接している場所で第3種農地と判断しております。

所在図、配置図は、18ページから20ページに、許可判断にあたっての調査書は、21ページから24ページに添付しております。

なお、第3種農地の転用は、原則許可となっており、北海道農業会議への意見聴取はしないことで申し合わせされており、意見聴取は行いません。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和4年、第2回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月24日

議長 荒木 隆 志

署名委員 2番 大橋 敏 範

署名委員 3番 佐藤 寿 恵